

# オーストラリアにおける原料の原産地表示制度

平成28年7月26日  
消費者庁・農林水産省

# オーストラリアにおける原料の原産地表示制度の概要①

旧制度の概要	
表示の方法	<p>生産、製造又は包装された国の名前を明記することが義務付けられている。</p> <p>① 主要原材料がオーストラリア産で、かつ製造過程も全てオーストラリアで行われる食品には、「Product of Australia」など。</p> <p>② オーストラリアで実質的な変更が加えられ、かつ生産・製造コストの50%以上がオーストラリアに起因する食品には、「Made in Australia」など。</p> <p>原材料が複数国由来の場合は、加工地に加えて、国産原材料と輸入原材料の混合('from local and imported ingredients') 又は輸入原材料('from imported ingredients') からなる旨を表示。</p>

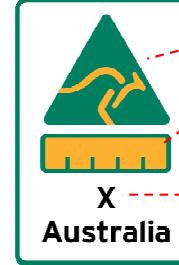
新制度の概要(2016年7月1日施行)	
根拠法令	オーストラリア消費者法134条に基づく原産国表示情報基準2016 (Country of Origin Food Labelling Information Standard 2016)
目的	より明確で、矛盾のない、有益で確認が容易な食品の原産国表示を提供することにより、消費者が購入する食品について、個人の嗜好に沿って、より多くの情報に基づいた選択ができるようにすること。
対象食品	オーストラリア国内で販売される食品に適用。

## オーストラリアにおける原料の原産地表示制度の概要②

表示の方法 (国内製造の場合)	食品の分類	表示義務の内容	備考
	優先食品(priority foods)※1 (非優先食品以外の全ての食品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準マーク※2(別添)により、豪州産原材料の重量割合を表示する必要。</li> </ul> <p>(※2)ロゴ、帯グラフ及び文言を同じ枠内に入れたもの。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○原材料等全てについて、豪州産の重量割合を把握する必要あり。豪州産かどうか分からぬ原材料については、外国産と推定してカウント。</li> </ul>
	非優先食品(non-priority foods)※1 調味料 菓子類 ビスケット・スナック類 水 清涼飲料水・スポーツ飲料 茶・コーヒー アルコール飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原産国(製造国)を示す記述を表示。</li> </ul> <p>(※1)優先食品と非優先食品は、原产地情報についての消費者の関心の程度に応じて分類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準マークの使用、豪州産原材料の重量割合の表示は任意。</li> </ul>
表示の方法 (輸入品の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優先食品、非優先食品いずれの場合も、原産国(製造国)を示す記述を表示。</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の規模による例外は設けられていない。</li> <li>○100平方センチメートル未満の小型包装にあっては、ロゴと帯グラフのみ省略可。</li> <li>○施行(2016年7月1日)後2年の間、現行ルールでの表示も可。</li> </ul>		

# 新制度の表示の方法（優先食品の場合）①

別添

パターン	表示の方法	表示例
100%豪州産  豪州産の原材料のみで豪州で生育、生産された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロゴを付す。</li> <li>・帯グラフ(bar chart)にて豪州産の原材料のみ使用している旨を表示。</li> <li>・豪州で生育又は生産された旨を文言で表示。</li> </ul>	  <p>ロゴ 帯グラフ Grown in や Produced in が入る</p>
豪州で製造された加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロゴを付す。</li> <li>・帯グラフに豪州産原材料の重量割合※1を下限値で表示。</li> <li>・'Made in Australia'及び豪州産原材料の重量割合(下限値)を文言で表示。</li> <li>・豪州産原材料が含まれない場合、「豪州産原材料 0%」又は「輸入原材料」を使用している旨表示。</li> <li>・豪州産原材料の重量割合が時期により変動する場合は、平均値表示※2も可能。この場合、ウェブ、バーコード、電話問合せ等により、詳細を知り得る旨の表示が必要。</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>豪州産原材料の重量割合(下限値)の表示例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>豪州産原材料の重量割合が10%未満の場合の表示例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>豪州産原材料が含まれない場合の表示例</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>(※1)全ての原材料の重量に対する豪州産原材料の割合。 (※2)平均値は、1、2又は3年の継続する期間により算出。当該算出結果は、以後2年間、表示に利用できる。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>豪州産原材料の重量割合が時期により変動する場合の平均値による表示例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>帯グラフ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>平均値</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>詳細情報の入手方法</p> </div> </div>

## 新制度の表示の方法（優先食品の場合）②

パターン	表示の方法	表示例
輸入品	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロゴは付さない。</li><li>・原産国(製造国)を表示。</li><li>・帯グラフ及び豪州産原材料の重量割合の記載は任意。</li></ul>	<p>原産国のみ表示した例</p> <p>Produced in Mexico</p> <p>帯グラフ及び豪州産原材料の割合を任意で表示した例</p> <p> Made in Vietnam with at least 50% Australian ingredients</p>